



Title	法曹優位と専門化傾向の間で：ドイツにおける行政 法曹
Author(s)	ディートリッヒ, ヤン ヘンドリック ; 高橋, 明男
Citation	阪大法学. 2013, 63(2), p. 399-422
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67945
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

法曹優位と専門化傾向の間で

——ドイツにおける行政法曹^①——

ヤン・ヘンドリック・ディートリッヒ

高橋 明 男／訳

一 はじめに

ドイツにおいて、公行政における法曹の活動の問題に取り組む場合、エルンスト・フォルストホフの「煩わしい法曹」というテーゼに行き当たるのは避けがたいことである。影響力を持つと同時に議論を呼ぶ^②この論者は、一九五五年の論考において、現代の行政には、法曹よりも専門家の方がはるかに適していると総括したのである^③。

今日、行政がますます専門知識に依存してきていることを考えると、フォルストホフの所見は依然として現実的である。社会の細分化と技術革新が進み、それと結びついて、国家活動の領域が質的に変容してきていることは、行政担当者の専門化が必然的であることを示している^{④⑤⑥}。

以下の考察は、このような観点から、ドイツの行政における法曹の現在の役割を採るものである。順序としては、まず、法曹が公的部門において任務にあたる上での構造的・法的な枠組条件を概観する(二)。これは、続いて、

行政法曹の役割と任用可能性(三)と養成(四)を考察するための基礎となる。最後に、ドイツの行政における行政法曹の専門家の将来に対するさしあたっての見通しを立てることになる(五)。

二 雇用者としての公行政

ドイツ連邦共和国の公行政においては、多くの人が任務にあたっている。連邦制の国家構造により、公行政に従事する者は連邦と州のレベルの双方に存在する。連邦州の行政には現在、およそ三八〇万人が従事しているのに対し、連邦行政はわずか二七万一千人に雇用の場を提供しているに過ぎない。⁽⁸⁾ 両者を合わせた大きな人的集団は、様々な人事特有の組織的決定によって構成されている。

1 行政の人事上の組織的決定としての地位区分と職階原則 (Laufbahnprinzip)

人事組織における重要な階層構造を形作っているのは、職員の別々の地位集団への分類である。⁽⁹⁾ その際、官吏と協約労働者が区別される。公行政におけるすべての従事者のうち、約三七%が官吏であり、約六三%が協約労働者として雇用されている。⁽¹⁰⁾ 官吏は公法上の勤務関係に立ち、特別の権利と義務を有する。ドイツ憲法三三条五項により、この関連において、「伝統的な職業官吏制の原則」(hergebrachte Grundsätze des Berufsbeamtentums)が妥当⁽¹¹⁾する。この原則の下に、たとえば、官吏のストライキ禁止⁽¹²⁾、終身雇用の原則⁽¹³⁾、フルタイム雇用原則などが含まれている。これに対して、協約労働者は、私法上の基礎に基づいて公的部門の任務に就いている。その雇用関係は私法的な労働契約の下にあり、それゆえに原則として解雇されうる。協約労働者の年金制度は、その保険料負担に応じて、法律上の年金保険の枠内で実施されるが、官吏の恩給は税金により賄われる。⁽¹⁵⁾ 行政法曹は、原則としては両方

の地位集団に属することがあり得るが、大多数は官吏として従事している。

第二の人事特有の組織的決定は、いわゆる職階原則である。⁽¹⁶⁾この原則によって、機能的な区分が可能になる。すなわち、この原則によって、職員の資格、任務領域、給与の観点から、人的集団が構成される。職階原則は、原則として官吏にのみ適用されるが、実質的な面では、協約労働者の地位集団にも当てはめられる。⁽¹⁷⁾一つの職階においては、昇進に際して広範に定まった職の順位が存在する。そこには、行政の階層構造が反映している。職員の給与は、職の順位によって決められる。行政法曹は、官吏として従事する限りにおいて、その職階を通常は「上級職」(Regierungsrat)の最初の職から始める。⁽¹⁸⁾

垂直的な視点から、伝統的に、いわゆる職階群が区分される。この区分は、「職階群原則」(Laufbahngruppenprinzip)とも呼ばれる。⁽¹⁹⁾原則として、四つの職階群が存在する。最も低いレベルは単純業務が占める。それに続く段階は、中級業務と上級業務である。最も高い業務は最上級職階である。どの職階群に職員が属するかは、通常、学歴によって定められる。上位の業務に就くには、大学卒業が前提となる。したがって、行政法曹は、原則的に、上位の業務の職階群に属することになる。

水平的な視点からは、一つの職階群の中で、いくつかの専門性が区分される。⁽²⁰⁾一般的な行政職階(「非技術的行政業務」又は「一般的行政業務」と並んで、若干の特別の専門性に合わせられた職階が存在する。その中には、たとえば、上級医療・衛生業務の職階が数えられる。⁽²¹⁾「上級法律行政業務」というような職階は存在しない。⁽²²⁾したがって、法曹にとっては、通常、一般的行政業務又は非技術的行政業務の職階だけが考慮されることになる。

職階原則と職階群原則による細区分は、これまで度々批判を呼び起こしてきた。⁽²³⁾そのため、多数のというわけではないが、いくつかの連邦州は、最近の連邦による改革の結果として開かれた憲法上の具体化余地を使い、⁽²⁵⁾職階法

の部分的な調整を行った。⁽²⁶⁾ その場合、表現上は基本的な改革のように見えるものも、よく観察すると、単なる部分的な修正、あるいは単なる用語上の差異に過ぎないことが分かる。伝統的な特徴を持った官僚的職階制度は、それによって修正されたに過ぎず、原則的に問題とはされていないのである。

2 上位の行政業務のための資格条件

以前から、上位の行政業務のための資格条件は、行政構造における指導的な行政スタッフの任務を標準としてきている。その場合、任務が特別の難しさによって特徴付けられ、抽象的で分析的な思考を行う能力を要求することは、問題とされたことはない。その結果として、上位の業務の官吏には、ルーティン的な任務よりも、その取り扱いに対する指図が委ねられる。⁽²⁷⁾

それゆえに、連邦及び州の官吏法からは、上位の行政業務に就くための高い資格の要求が生じている。通常、大学の卒業と職階試験に合格することにより準備業務を修了することが求められる。⁽²⁸⁾ 連邦官吏法一七条五項一号bは、大学の卒業として、修士又はそれに相当する修了資格を求めている。これには、たとえば、法学の学修の最後にある第一次法律国家試験が数えられる。「準備業務」(Vorbereitungsdienst)とは、通常、二年間の実習期間を指している。⁽²⁹⁾ 官吏候補者は、後の業務活動に通じるために、行政において修了しなければならないものである。準備業務の最後に職階試験がある。職階試験に合格することだけが、上位の行政業務に就くための道である。準備業務をよく「司法修習」(Referendariat)とも呼ばれる。専門性に従って、特別の準備業務が存在する。すなわち、後に詳しく述べる法律学準備業務のほかに、たとえば、技術的な修習や上位の外交業務のための準備業務もある。⁽³⁰⁾ 場合によっては、任用基準として準備業務がとり得ないこともある。⁽³²⁾ この場合、専門家が、その専門性について準備業

務を求められることなく、行政に募集される。その際、準備業務の代わりに、準備業務の専門的水準に相当する数年にわたるフルタイムの活動が求められる。それによって、公行政は、転職者にとっても魅力的なものとなるのである。

以上をまとめると、次のことが確認できる。すなわち、ドイツ連邦共和国において上位の行政業務に就こうとする者は、法律上の基準に従って、原則として、任意の専門の大学卒業と共に、それに続く実習を終えていなければならない。これにより、行政外部の学問的・理論的な学修とそれに基づく行政内部的な修習が混合したシステムが適用されているのである。⁽³³⁾

その限りで、ドイツにおける上位の行政業務に就くための条件は、明らかに他の国と異なっている。フランスにおけるグランゼコールやスペインとポルトガルにおける類似の仕組みのような中央の「幹部養成所」による行政後継者のエリート化は行われず、⁽³⁴⁾専門に特有の準備業務が優先されている。⁽³⁵⁾「OBのネットワーク」によって麻痺する危険は、こうして予防されている。⁽³⁶⁾ドイツにおける上位の行政業務に就くための条件は、部分的には、多くの北欧諸国とも著しく異なっている。これらの国においては、公務員は、特別の準備業務なしに直接に一般的な教育制度から募集され、特別の継続プログラムを通じて、行政の任務に親しませている。⁽³⁶⁾ドイツの視点からは、このような採用後の職能モデルは、重大な欠点を持っている。それは、結果指向的な行政に合わせることはできるが、職に対する愛着、政治化、不安定性から保護することには適していない。⁽³⁷⁾ベスト・プラクティスとベンチ・マーキングの観念は、この点において限界に当たるのである。

三 行政法曹の優位

さて、以上の背景から、行政法曹の役割について詳しく見ていくことができる。

行政法曹は、公的業務の従事者全体の中では少数である。上位の業務の職階群に属する官吏は、多くは、学校、大学その他の教育施設における教師として従事している。⁽³⁸⁾ そのほかに、図書館司書、森林管理官、博物館管理官、建築技官のような様々な専門家がたくさんいる。それにもかかわらず、かなり長い間、ドイツの行政においては法曹が優先して募集されているという批判がしつこく繰り返されてきた。一般行政業務においては「法曹独占」が存在するとまで言われてきたのである。⁽³⁹⁾ 以下において、この点に立ち入ることにしよう。

1 法曹独占から法曹優位へ

法史を遡ると、一八世紀におけるドイツ行政の専門化の始まりにおいては、法曹だけが上位の行政業務についての官吏と考えられていたことが示される。⁽⁴⁰⁾ その養成は行政の日常に特有に合わせられていた。行政法における法律学的方法の登場と官僚的執行モデルへの指向は、この傾向を強め、その結果、少なくとも一般行政は、法曹が優位するものとみなされた。⁽⁴¹⁾

それにもかかわらず、上位の行政業務における活動を行う上で、どのような予備教育が必要かという問題に関する議論は、長く繰り返されてきた論争であった。⁽⁴²⁾ 夙に初期の段階において、法学の教育だけが必要な知識と技能を伝えられるということには、疑問が出されていた。すなわち、既に一九〇五年に、国法学者のヘルマン・カントロヴィッチ (Hermann Kantorowicz) は、皮肉混じりに批判して、上位の行政官吏を、立法者により予め定めら

れた決定を任意の実際上の事件について、条文マシンのように作り出す、お人好しの国家への奉仕者であると叙述した。⁽⁴³⁾ それ以来、行政任務の多様性に鑑みて、一般上位行政業務についての資格要件を一方的に法律学教育だけに合わせることを修正するべきだという意見が強くなっていった。⁽⁴⁴⁾ そして、遅くともニューブリックマネジメント⁽⁴⁵⁾ 又は新制御モデル⁽⁴⁶⁾ による改革の刺激を通じて、アウトプットを指向し、経営学的な効率性基準に従って活動する行政は、少なくとも経営的な能力を持ち合わせた指導層を必要とするという印象が強まったのである。⁽⁴⁷⁾ この間、このような見方に力を得て、様々な大学が公的部門に関わるコースを提供してきている。たとえば、コンスタンツ大学では、「パブリックマネジメント」ないし「公共管理」の修士コースを修めることができる。⁽⁴⁸⁾ また、フリードリッヒハーフェンの私立ツツペリン大学は、「パブリックマネジメントとガバナンス」のコースを設けている。⁽⁴⁹⁾ もっとも、このような教育の提供は実施されていない。これまでのところ、需要が不足している。⁽⁵⁰⁾ 行政におけるトップの地位に関しては、法律学の教育の優位が経験上証明されている。すなわち、ファルク・エービンガー (Falk Ebinger) とリンダ・ヨッホハイム (Linda Jochheim) による「政治・行政エリート二〇〇九年」の研究によれば、指導的役割を果たしている連邦官吏の五二%以上が、法律学の教育を受けている。⁽⁵¹⁾ この調査結果は、ヴェルナー・ヤン (Werner Jann) とシルヴィア・ヴァイト (Sylvia Veit) の、州レベルにおけるトップ官吏のうち法曹が占める割合は約四八%であるとする研究結果とも一致している。⁽⁵²⁾ 法律学の教育のほかには、とりわけ、経済学の教育が、連邦と州の指導層において見られる。連邦行政の最上位の業務ポストの約一八%を経済学の教育を受けた官吏が占めている。これに対して、政治学又は社会学の背景を持つ官吏が占める割合は、約一三%にとどまっている。⁽⁵³⁾ この調査結果は、下位の行政レベルにおいても当てはまると言えよう。⁽⁵⁴⁾

この数字の持つ意味は二つの意味で明らかである。第一に、「法曹独占」を語ることはできないことが証明され

ている⁽⁵⁵⁾。上位の業務は、全く他の専門にも開かれている。もともと第二に、明らかに多数の指導的任務が、やはり法曹によって担われていることは見過ごせない。しかし、このような募集実務の原因は何であろうか？

ドイツの行政システムが、近時の諸改革にもかかわらず、依然として「ルールにより動かされている」とみなしうることは、確かに否定できない⁽⁵⁶⁾。国際的な比較の観点からは、ドイツの行政実務は強く法化されており、行政裁判所による徹底した統制に服している⁽⁵⁷⁾。それによって、行政作用の適法性は中心的な行為基準となっている⁽⁵⁸⁾。既にこの点において、法律学を学んだ職員に対する特別の需要が生じている。さらに、それ以上の原因が法律学の教育の行政との近さに見出される。すなわち、アンドレアス・フォスクレー (Andreas Voßkuhle) によれば、法律学の教育は、体系的な思考と論証の方法、実際上の事例をもとにした決定技術の特有の合理性を伝える⁽⁵⁹⁾。これに対して、競合する学問分野は、その理論偏重と方法（たとえば、統計学や経験主義）の行政との距離のために、堅実な基盤を提供し得ていない。

官吏法の規定を詳しく見てみると、法曹の優位は現行の職階法においても反映していることが明らかになる。たとえば、連邦職階令二二条二項は、上位の行政業務に就くことは、法律学的準備業務を第二次法律学国家試験を合格して修了したすべての法曹に開かれていることが明記されている。これは通常の形態である。第一次法律学国家試験に合格しただけの資格に対する法律学の職は極めて少ないので、ドイツの法曹の大多数は、法律学の学修だけでなく、それに続く準備業務も修了する。他の専門と異なっており、法曹について官吏法上求められる二重の資格は、「標準」(serienmäßig)として存在している⁽⁶¹⁾。それによって、法曹は、競争者と比べて、既にある程度の行政経験を有しており、それは一定の制度安定性を約束するものでもある⁽⁶²⁾。その限りで、法曹の独占は存在しないものの、法曹の優遇ないしは法曹の優位が見出される。そして、それは、いくつもの行政改革を無傷で生き延びてきたので

ある。

2 行政法曹の活動領域

このような結果は、行政法曹の活動領域への視点を導くものである。古典的な官僚主義的職階原則は、法曹に対して、ドイツの法曹養成において通常の場合と考えられている二重の資格と結びついて、幅広い活動のスペクトルを提供する。行政法曹として公的業務に就いた者は、職階の中で、極めて多様な役割に任じられ得る。行政法曹には、公的業務の領域全体が開かれているのである。この点は、官吏が任用された一定の役割に対してのみ固定されている、脱官僚主義的な地位制度とは大きく異なるところである。⁽⁶³⁾

行政法曹は、通常、一般行政業務の職階に属する。それによって、行政法曹は法的问题の専門的处理に限られないことになる。むしろ、行政法曹は企画作業に任じられ得る。対応する職業経験があれば、行政法曹には指導的役割への道が開かれている。行政法曹の任用可能性について、若干の例を示そう。⁽⁶⁴⁾

まず、法曹は、地方自治体の法務職⁽⁶⁵⁾に任じられ得る。ここでは、法曹は市民と関連した法的専門处理を管轄する。たとえば、法曹は、市民の給付申請、行政決定に対する異議申し立てについて決定する。さらに、法曹は、雇用主を裁判所において代理する任務も負う。ドイツの行政裁判所法によれば、行政法曹は、雇用主のための手続に登場する限りにおいては、すべての審級において弁護士と同等である。⁽⁶⁶⁾

別の例として、連邦環境省のようなドイツの大規模官庁は、行政内部組織において、「官房」又は「総務」を置くのが普通である。ここには、通常、人事管理が置かれている。この部門で働く行政法曹は、行政法上の問題の解決にあたるよりも、労働法又は社会法上の問題の責任を委ねられる。

最後に、法曹は、企画作業にも任じられ得る。この作業は、通常、学問分野を超えた協働が関わっている。この種の企画グループは、たとえば、行政改革のための専門家会議であり得る。行政法曹は、この関連において、指導的又は調整的役割を担うことが稀ではない。というのは、法曹には、コミュニケーション能力と統合能力があると考えられるからである。

行政法曹の活動は、行政階層構造の各レベルに限られないことは見逃してはならない。省庁行政においては、法律学的な専門知識が強く求められる⁶⁷⁾。ここでは、特に法律案の準備や助言が行われなければならない。若い行政法曹であっても、省庁行政に任じられ得る。たとえば、事務官又は上級事務官が、連邦内務省において、「重大・組織犯罪」部で担当官の職を任せられ得る。対応する職業経験があれば、そのような官吏にいつでも指導的任務が委ねられ得るのである。たとえば、彼は、キャリアに役立つ上で、連邦刑事庁のような付属官庁において、指導的地位を引き受け得る。州行政への配置換えも排除されないであろう。

四 行政法曹の養成

現在の公的業務についての法曹採用の優位は、既に述べたように、特にドイツの法曹養成に元を質すことができる。以下において、この点をより詳細に見てみることにしよう。

1 法曹一元の理念

ドイツ連邦共和国の法曹養成は、長年にわたり、いわゆる法曹一元 (Einheitsjuristen) の考え方に基づいている⁶⁸⁾。これは、法律学の学修は、司法修習と結びついて、すべての法律職に対して同様に資格が認められることを意味し

ている。若い「法曹資格取得者」(Volljurist)又は「司法官試補」(Assessor)⁽⁶⁹⁾は、準備業務を修了することにより、弁護士になるか、司法官になるか、上位の行政官になるか、自ら決定しうる。法学の文献において、法曹一元の考え方は議論がないわけではない。一方で、法曹一元は、普遍的な資格付与に見えるが、その実、そうではなく、「国家法曹」としての古くさく権威的な法曹の捉え方を証明するものに過ぎないと批判する者がいる⁽⁷⁰⁾。それに對して、法曹一元の国際的な名声を強調し、この考え方を維持すべきだとする見方もある⁽⁷¹⁾。

正確に捉えると、法曹一元の考え方が現実には若い法曹資格取得者に区別なくあらゆる法律専門職の資格を付与しているというのは、疑問であるように思われる⁽⁷²⁾。それにもかかわらず、この考え方が、いずれにしても行政法曹の養成に関しては、明らかに利点を伴っていることは見逃すことができない。このことは、ドイツの法曹養成の個々の要素を見ることが分かる。

2 大学における法律学学修における行政実務との関連性

まず、法律学の学修における行政実務との関連に焦点を当ててみよう。通常、学生は第一次法律学国家試験を受験するまでに約四年間を要する。ドイツにおける法律学の学修は、「法規定に関する基本的な知識、その成立と体系性並びに法学的方法の用い方」の修得を目的としている。たとえば、ハンブルク州法曹養成法一条三項がそのように定めている。その限りで、専門知識を蓄えることだけではなく、教義学的な能力と方法への意識が重要であるべきである⁽⁷⁴⁾。このような要請の行政法に関連した具体化は、司法試験の対象に関する州の規定におしなべて見出すことができる。

ハンブルク州司法試験対象令一条五項から、行政法総論、行政法各論及び行政訴訟法が第一次法律学国家試験に

において試験内容として考慮されうることが明らかである。とりわけ、行政訴訟法が試験規準に取り入れられていることにより、実務と関連づけられている。学生は、後にその行政法の知識が実際の作用と決定の方向付けと指導に役立つよう、準備しなければならない。⁽⁷⁵⁾ 教育方法論的な具体化の道具として、法学部では事例に関連づけた教育が役に立つ。⁽⁷⁶⁾ しばしば、講義にはいわゆる事例演習 (Übungen) が付随する。これは、講義によつて得られた法律知識を実務から持ってきた法的事件の鑑定の解決を通じて使えるようにすることが目的である。このような事情のために、法律学の学修期間の成績コントロールの圧倒的な部分は、事例処理について行われる。⁽⁷⁷⁾ 多肢選択試験や論述は極めて稀である。たとえば、行政法の筆記試験では、ある者が隣人に対する建築許可を行政裁判所で取り消しうるかということが問われうる。⁽⁷⁸⁾ このようにして、学生は、「学問的基礎を持った実務家」になるよう訓練される。⁽⁷⁹⁾ 公行政の活動を考えると、これは確かによい準備になる。しかし、学際的に整理された行政諸学の諸要素を学修に統合することについては、若干の試みがあるものの、これまで成功していないことは、マイナスの面として指摘できよう。ベンチマーキング、アウトプット指向、ニューパブリックマネジメントといった諸概念を聞いたことがある学生は多くない。その限りで、極めて形式的な特徴を持つ法曹養成であるという批判は、簡単には論駁し得ない。学修が実務と近い距離を持っているということには、事例指向と並んで、特に、学期休暇中の三ヶ月の実習期間が寄与していると言える。⁽⁸²⁾ 実習場所の選択は、学生に委ねられている。⁽⁸³⁾ 条件は、法実務にフルタイムで携わっている監督者を見つけることだけである。学生が行政法上の問題に関心を持っていれば、たとえば、官庁を実習場所に選ぶことができる。もっとも、実習期間の意義は議論されている。それを不要であるとみなす大学教員は少なくない。なぜなら、実習機関の参加証明書以外には、何ら要件が課されていないからである。その限りにおいて、それほど真剣に実習期間に取り組むかは、特に学生自身に委ねられていると言える。

後の行政法曹としての活動にとっては、場合によっては、いわゆる選択科目の学修 (Schwerpunktstudium) が意味を持ちうる。⁽⁸⁴⁾ 選択科目の学修は、法律学の学修全体の最後の養成課程であって、通常、二セメスター続く。この間に、学生には、その法律学の知識と方法の知識を深めるための科目が提供される。その場合、学生は様々な「選択科目領域」から選ぶことができる。どのような選択科目領域を用意するかは、学部自由である。⁽⁸⁵⁾ 多くの場合、選択科目領域は、関与する大学教員の研究関心を反映している。すべてのドイツの学部で、少なくとも一つの行政法的に構成された選択科目領域が存在する。たとえば、ハンブルク大学法学部では、「環境・計画法」という選択科目領域が提供されていて、そこでは、学生は、この法分野のあらゆる側面に親しむこととされる。⁽⁸⁶⁾ このため、たとえば、廃棄物法、環境負荷法、排水法、土壤保護法に関する施設を訪問することもあり得る。学生に行政実務をよりつぶさに示すため、計画官庁への調査旅行が用意されることもある。選択科目の学修によって既存の知識が深められることで、学生が、この学修の時点で、ある法分野を自らにとつての将来の職業的な活動分野として発見することも稀ではない。したがって、行政法に関しては、行政法的な選択科目領域を選ぶことが後の行政法曹としての活動の先例となることもあると主張できよう。

第一次法律学国家試験においては、行政法は他の法分野と比べて大きな比重を占めるわけではない。学生が選択科目の学修において獲得した成績は、国家試験の成績評価の三〇％に組み入れられる。⁽⁸⁷⁾ また、第一次法律学国家試験は六ないし七の筆記試験から構成され、刑法、民法、公法がほぼ同じ割合になっている。⁽⁸⁸⁾ さらに、この三つの法領域について口述試験が予定される。これらの試験成績は、大学ではなく、「州司法試験局」によって取り扱われる。試験官には、大学教授のほか、裁判官、検察官、行政法曹が指名される。このような試験制度の外部化によって、永続的で、公正かつ有意義な成績評価が保証されと考えられている。⁽⁹⁰⁾

3 法律学準備業務における実務志向の養成

学生が、第一次法律学国家試験に首尾よく合格すると、法律学準備業務に進むことができる。そして、これが公的業務を行うために不可欠な二重の資格の第二の要素である。これは、以下述べるように、注目に値するものである。

準備業務は、一般的な用語法では「司法修習」(Referendariat)と呼ばれる。そして、養成を受ける者は「司法修習生」(Referendare)と呼ばれる。たいていの連邦州において、修習は公法上の養成関係として構成される。このことから、司法修習生は官吏の地位を有するわけではないが、部分的に、権利と義務に関して、撤回を留保した官吏に等しい地位を有する⁽⁹¹⁾。

準備業務は、すべての連邦州において二年間続けられる。この間、様々な養成機関を回っていかなければならない⁽⁹²⁾。修習生がその養成機関でそれぞれどれくらいの期間を過ごすかについては、州によって異なる。圧倒的に多くの場合、五つの異なる養成時期が確認される⁽⁹³⁾。多くの州において、準備業務は、刑事裁判所又は検察における三ヶ月の養成で始まる。普通は、民事裁判所における五ヶ月の養成がそれに続く。三番目の養成は行政官庁または行政裁判所となり得るが、その後、それに続いて、九ヶ月の法律事務所における養成がある。最後に、選択養成の枠内で、修習生は、その修習期間の最後の四ヶ月をどこで過ごしたいかを自ら決めることができる。多くの州では、修習生は、新しい修習の前に、導入的コースを受けなければならない。その際、修習生は、法実務の基礎的な流れに習熟することになる。さらに、修習生は、その法知識を新たにする機会も得る。

個々の修習機関においては、修習生は、その業務運営に組み込まれる。裁判所においては、たとえば、裁判官の下で書面を用意しなければならない。検察における修習の場合でも、修習生は、区裁判所における法廷業務を引き

受けることが期待される。修習の期間において、修習生は原則として試験を受ける必要はない。少数の州においてのみ、導入的コースにおいて、事例演習問題に答えなければならない。

修習の内容は、過去一〇年間において明白に変わった。ドイツ裁判官法五条一項によれば、修習は、修了者に裁判官職に至る道を用意するように構成されなければならない。もつとも、個々の修習期間を詳細に見れば、修習は、この間、実際は弁護士⁽⁹⁴⁾の職業像に合⁽⁹⁴⁾わされていることが分かる。法律事務所における修習期間の長さがこのことを示している。しかし、この移行は、修了者の就業見通しという観点からは、全く筋が通ったものであることが分かる。裁判官職の道が開かれる法曹はごく僅かに過ぎない⁽⁹⁵⁾。上位の行政業務についても同様のことが当てはまる。大部分の修了者は弁護士になろうとするのである。その限りで、弁護士に特有の養成が修習において強化されるのは正当に思われる。逆に、それによって、準備業務は、後に裁判所又は行政において用いられるような将来の国家への奉仕者を準備するということもとの役割から遠のいている。

結果として、このような展開において、いずれにしても公行政は、需要先としては敗者である。官庁における実務修習は、上述のように、三ヶ月に限られている。行政の多段階からなる仕組みを包括的に会得するには、この期間は短すぎる。しかし、ともかくも、後に行政で従事することに関心がある修習生は、選択修習も官庁で行うという可能性が残されている⁽⁹⁶⁾。このような機会を利用する者は少なくない。修習機関は、行政の中で、原則として自由に選ぶことができる⁽⁹⁶⁾。特別に向上心のある修習生は、連邦または州の省庁に応募する。また、シュバイヤードイツ行政大学院における行政に関する三ヶ月の短期学修を修習とすることも可能である⁽⁹⁷⁾。自治体行政における修習もまた、意味があり得よう。そこでは、修習生は、後の第二次国家試験の対象となり得るような典型的な行政事例に携わる機会がより多く得られる。それには、たとえば、市民に対する異議申し立て決定の作成が数えられる。

第二次国家試験は、通常、六ないし八科目の筆記試験と口述試験から構成される。この場合も、独立した試験官が試験実施に責任を負う。何年も前から制度内在的な問題となっているのは、修習生には試験の準備をする期間がほとんど残されていないという点である。弁護士指向が強化された結果、試験の題材がさらに増えたため、多くの修習生にとっては、できる限り負担が少なく、参加度合いも少なくて済む修習機関を選ぶほかなくなっている。⁽⁹⁸⁾

以上をまとめると、行政実務を実質的に概観することは、準備業務を通じて可能である。その限りで、行政実務への有意義な準備が行われる。もつとも、行政修習の延長が望ましい。そのようにして初めて、候補者は、実際に上位の行政業務に実務的に適性があることを示すことができるのである。

五 まとめ——改革熱の時代における不変のものとしての行政法曹

ドイツの行政実務の強い法化のために、法曹の優位が存在する。同時に、ドイツの法曹養成は、部分的には最適化の必要性があるとしても、後の行政法曹としての活動のために有意義な準備を提供している。現在のところ、この成功モデルは近い将来において何ら変わらないだろうと行うことができる。改革に対して、それは相対的に抵抗力が強い。

例として、いわゆるボローニャ・プロセスの改革機運が挙げられよう。一九九九年に、ヨーロッパ連合の加盟国は、いわゆるボローニャ宣言によって、ヨーロッパに共通の大学空間を作り出すことに合意した。⁽⁹⁹⁾その核心において、統一的な学修の接続の導入が重要である。そのため、学修は二つの段階に分けられる。第一段階は、「学士」の修得により終わり、第二段階は、上級の学修として構想され、「修士」が修得される。両方の学位はヨーロッパ全体で職業資格として通用するものとされる。既にここにおいて、ヨーロッパ諸国における法曹養成はボローニャ

プロセスの構想と必ずしも両立しないことが明らかである。⁽¹⁰⁾ ハンス・ユルゲン・パピア (Hans-Jürgen Papier) と
マインハルト・シュレーダー (Meinhard Schröder) は、次のように確認しているが、正当である。「法学の学
生が、たとえば、三年間の学士課程をフランスで終え、続いて二年間、ドイツの修士課程で、修習を開始するた
めの試験に必要な知識を得ようとするのは、……幻想であろう」。⁽¹¹⁾ 二〇一一年五月一九日の第八二回ドイツ司法相会
議が、法学の学修をボローニャ宣言の意味における学士・修士の構造に変換することは、それによってドイツの
法曹養成の質に対する危険が伴うため、認められないと全会一致で決議したことは、このような事情によるもので
ある。⁽¹²⁾ 司法相は、二つの国家試験と統一的な準備業務は今後も放棄され得ないことを確認した。この限りで、伝
的な行政法曹の養成という伝統的な考え方は、改革を生き延びたのである。

エルンスト・フォルストホフが今日生きていれば、それでも、行政内部の数多くの特有の任務のためには、法曹
よりも専門家が優先されるべきであると答えるであろう。しかし、一般的な行政任務に関して、ドイツの法曹養成
は、これまでのところ、考えられる最善の基礎を提供している。信頼が置けるものは変えられるべきではないの
である。

- (1) 筆者ヤン・ヘンドリック・ディートリッヒ (Jan-Hendrik Dietrich) は、ドイツ連邦行政大学 (Brühl/München) 教
授である。本稿は、二〇一二年二月に大阪大学において行われた国際シンポジウム「公的部門における法律専門家――
その養成と役割の国際比較――」の講演をもとにしたものである。筆者は、大阪大学の高橋明男教授に対して、招待と
本稿の翻訳について感謝申し上げる。
- (2) 詳細は参照、Florian Meinel, Der Jurist in der industriellen Gesellschaft-Ernst Forsthoff und seine Zeit, Berlin 2011.
- (3) Ernst Forsthoff, Der lästige Jurist, DÖV 1955, S. 648 (648 ff.).
- (4) これについては参照、Gunnar Folke Schuppert, Governance durch Wissen, Überlegungen zum Verhältnis von Macht

- and Wissen aus governance-theoretischer Perspektive, in: ders./Andreas Voßkuhle (Hrsg.), Governance von und durch Wissen, Baden-Baden 2008, S. 259 (259 ff.).
- (5) 参照: *Susanne Baer*, in: Wolfgang Hoffmann-Riem/Eberhard Schmidt-Alßmann/Andreas Voßkuhle (Hrsg.), Grundlagen des Verwaltungsrechts, Bd. I, 2. Auflage, München 2012, § 11 Rn. 10 ff.
- (6) 参照: *Andreas Voßkuhle*, in: Wolfgang Hoffmann-Riem/Eberhard Schmidt-Alßmann/ders. (Hrsg.), Grundlagen des Verwaltungsrechts, Bd. III, München 2009, § 43 Rn. 42 m.w.N.
- (7) 固有の州行政におつて、約一九五万人が働いてゐる。一八五万人が間接的州行政に従事しており、そのうち約一三〇万人が自治行政の従事者である。
- (8) 以上のデータについては、参照: *Bundesministerium des Innern*, Der öffentliche Dienst des Bundes, Daten zur Personalstruktur, Stand: 20. August 2011, Übersicht A.1, S. 7.
- (9) 地位の区分については、長谷部誠司博士の「議院の決定について」(Voßkuhle (o. Fn. 6), § 43 Rn. 20 ff.)
- (10) 参照: *Christoph Dammke*, Beamtenrechtsreformen in Europa-Aktuelle Entwicklungen und empirische Erfahrungen, ZBR 2010, S. 109 (114).
- (11) 伝統的な職業的官制制の原則についての職階原則については参照: *Volker Epping/Frauke Patzke*, Das Laufbahnrecht im Spiegel des Art. 33 Abs. 5 GG, ZBR 2012, S. 289 (289 ff.).
- (12) 参照: BVerfGE 8, 1 (17) sowie jüngst OVG Münster 7.3.2012 Az 3d A 317/11.O.
- (13) 参照: BVerfGE 9, 268 (286); マルティン・デムケ (o. Fn. 10), S. 119 f.
- (14) 参照: BVerfGE 71, 39 (59 f.).
- (15) 地位の区分については詳細は、*Timo Hebele*, Verwaltungspersonal, Baden-Baden 2008, S. 77.
- (16) 基本的な文献として、*Helmut Lecheler*, Das Laufbahnprinzip-seine Entwicklung, seine rechtliche Grundlage und Bedeutung für das Berufsbeamtentum, Düsseldorf 1981; 最近のものは、*Epping/Patzke* (o. Fn. 11), S. 289 (289 ff.).
- (17) 参照: *Voßkuhle* (o. Fn. 6), § 43 Rn. 33.
- (18) この職は「A-III」として給与群に位置づけられる。連邦給与法によれば、連邦官吏として職業を開始する若者は、

- 月単位で額面三五七三・一七ユーロの基本給¹⁾、だいたい四六万一千円を受け取る。行政法曹の所得について詳しくは参照²⁾ Thorsten Vetslage/ Stefanie Bergmann/ Svenia Köhler/ Matthias Zabel, Referendariat und Berufseinstieg, Stationen-Chancen-Bewerbung, 2. Auflage, München 2007, S. 196 ff.
- (19) 参照³⁾ Hebel (o. Fn. 15), S. 93 ff.; Epping/Patzke (o. Fn. 11), S. 289 (290 ff.).
- (20) 教育(たとえば、修士又は第一次法律学国家試験)と職階との接続の位置づけは、連邦統計局の教育統計による。参照⁴⁾ Sabine Leppke, Beamtenrecht, 11. Auflage, Heidelberg 2011, Rn. 60.
- (21) それについて参照⁵⁾ § 6 Abs. 2 BLV
- (22) 連邦と州の間、州相互間で、職階の数はなお著しい相違がある。たとえば、連邦レベルでは上位の業務の職階の数は相当に削減されたのに対し、ノルトライン・ヴェストファーレン州では、全体像が掴みにくいほど多くの職階がある。
- (23) それについて以下の紹介を参照⁶⁾ Matthias Pechstein, Das Laufbahnrecht in der Gesetzgebungskompetenz der Länder, ZBR 2008, S. 73 (75).
- (24) バイエルン州、ハンブルク州、ブレーメン州、シュレースヴィヒ・ホルシュタイン州、ニーダーザクセン州、メックレンブルク・フォアポメルン州である。
- (25) それについて詳細は参照⁷⁾ Heinrich Amundus Wolff, Dienstrechtsreform im föderalen Staat: Einheit in Vielfalt?, in: Ludger Schraper (Hrsg.), Ausbildung für die öffentliche Verwaltung, Baden-Baden 2011, S. 59 ff.
- (26) 参照⁸⁾ Volkulte (o. Rn. 6), § 43 Rn. 40; Epping/Patzke (o. Fn. 11), S. 289 (295 f.); Werner Nötkel, Das Festhalten am Laufbahnrecht-eine Reform?, RiA 2008, S. 115 (115 ff.). 概観を参照⁹⁾ Helmut Schnellenbach, Beamtenrecht in der Praxis, 7. Auflage, München 2011, Rn. 20 ff.
- (27) 参照¹⁰⁾ Hebel (o. Fn. 15), S. 95 f.
- (28) 州官吏法にも似たような規定がある。たとえば参照¹¹⁾ §§ 9, 10 LBG NRW oder §§ 15, 16 LBG BW.
- (29) § 14 der BLVによれば、準備業務は少なくとも一ヶ月、通常は二年間行わなければならない。
- (30) これについて詳しくは、連邦技術修習協会の情報を参照¹²⁾ <http://www.bvdt.de> (zuletzt besucht am 19.02.2013)
- (31) 外交業務の職階は連邦行政のいわゆる特別職階の一つである。これは、(連邦)警察執行業務の職階と同様、§ 6

Abs. 2 BLV の意味における職階と並んで存在する。特別職階は、伝統的な特殊な職階として存続している。参照：Leppke (o. Fn. 20), Rn. 61.

(32) たふべつ参照：§ 17 Abs. 5 Nr. 2 BBG.

(33) りねじり参照：Hebeler (o. Fn. 15), S. 96.

(34) 参照：Dennke (o. Fn. 10), S. 115 ff.; Christoph Reichard/ Manfred Röber, Ausbildung der Staatsdiener von morgen, Bestandsaufnahme-Reformtendenzen-Perspektiven, Berlin 2012, S. 82.

(35) 権力の再生産についての基本論文として、Pierre Bourdieu, Der Staatsadel, Konstanz 2004, S. 319 ff.

(36) 参照：Reichard/Röber (o. Fn. 34), S. 81 f.; 註として Dennke (o. Fn. 10), S. 115 ff.

(37) 参照：Dennke (o. Fn. 10), S. 123.

(38) りねじり Statistisches Landesamt Baden-Württemberg, S. 21.; Statistisches Bundesamt, Tabelle 4.1.1.

(39) 参照：Reichard/Röber (o. Fn. 34), S. 64 und 72; Manfred Röber, Ausbildung für die öffentliche Verwaltung und Zukunft des öffentlichen Dienstes als Arbeitgeber-Erwartungen der Gesellschaft und Forderungen der Beschäftigten, in: Ludger Schrappner (Hrsg.), Ausbildung für die öffentliche Verwaltung, Baden-Baden 2011, S. 11 (19 f.), 図表の掲載として Volkshle (o. Fn. 6), § 43 Rn. 42.

(40) りねじり Wilhelm Bleek, Von der Kamerausbildung zum Juristenprivileg, Studium und Ausbildung der höheren Beamten des allgemeinen Verwaltungsdienstes in Deutschland im 18. und 19. Jahrhundert, Berlin S. 1972; Filippo Ranieri, Juristen für Europa, Berlin 2006, S. 52 f.

(41) 参照：Volkshle (o. Fn. 6), § 43 Rn. 44.

(42) 参照：Röber (o. Fn. 39), S. 11 (18 f.); Hebeler (o. Fn. 15), S. 97 ff.; Klaus König, Die verwaltungsspezifische akademische Ausbildung im internationalen Dialog, in: Hans Paul Prumm/Dennis Kirstein (Hrsg.), Braucht die öffentliche Verwaltung eine eigene Ausbildung?, Berlin S. 39 (39 ff.); Reichard/Röber (o. Fn. 34), S. 63 ff. und 72 ff.

(43) Gneus Flavius (di. Hermann Kantorowicz), Der Kampf um die Rechtswissenschaft, Heidelberg 1906, S. 7.

(44) 参照：Forsthoff (o. Fn. 3), S. 648 (648 ff.); Hans Hecker, Die Rolle des Juristen in der Fachverwaltung, DÖV 1958, S. 29

- (29 ff.).
- (45) りんびりるい誰いへち参照: Jörg Bogumil/Werner Jann, *Verwaltung und Verwaltungswissenschaft in Deutschland*, 2. Auflage, Wiesbaden 2009, S. 237 ff. m.w.N.; Kuno Schedler/Isabella Proeller, *New Public Management*, 5. Auflage, Stuttgart 2011.
- (46) 誰いへち参照: Jörg Bogumil/Stephan Grohs/Sabine Kuhlmann/Anna Ohm, *Zehn Jahre Neues Steuerungsmodell – Eine Bilanz kommunaler Verwaltungsmodernisierung*, 2. Auflage, Berlin 2008.
- (47) 参照: Röber (o. Fn. 39), S. 11 (17 f.).
- (48) 参照: <http://www.studium.uni-kanstanz.de/studiengange/studiengange-abschluesse-a-z/> (zuletzt besucht am 19.02.2013).
- (49) りんびりるい参照: <http://www.zu.de/deutsch/studiengaenge/pmg.php> (zuletzt besucht am 19.02.2013).
- (50) 参照: Röber (o. Fn. 39) S. 11. (22).
- (51) 参照: Falk Ebinger/ Linda Jochem, *Wessen loyale Diener? Wie die große Koalition die Ministerialbürokratie verhinderte*, dms 2009, S. 327 (331 f. und 341).
- (52) 参照: Werner Jann/ Silke Veit, *Politicisation of Administration or Bureaucratisation of Politics? The case of Germany*, Potsdamer Diskussionspapiere zur Verwaltungswissenschaft, Potsdam 2010, S. 12 f.
- (53) 参照: Ebinger/Jochem (o. Fn. 51), S. 327 (331 f.).
- (54) 参照: Reichard/Röber (o. Fn. 34), S. 64 und S. 72, die sogar von einem weitaus höheren Juristenanteil im allgemeinen Verwaltungsdienst ausgehen.
- (55) んいりち参照: Ulrich Butts, *Bundesbeamtengesetz*, 4. Auflage, München 2009, § 17 Rn. 27; Volkshule (o. Fn. 6), § 43 Rn. 42.
- (56) 参照: König (o. Fn. 42), S. 39.
- (57) 裁判所による行政のコントロールのあり方について Jost Priezker, *Die Verwaltungsgerechtigkeit als Kontrollinstanz*, in: Eberhard Schmidt-Altmann/Wolfgang Hoffmann-Riem (Hrsg.) *Verwaltungskontrolle*, S. 89 (89 ff.).

- (58) 参照『*Volbkühle* (o. Fn. 6), § 43 Rn. 43.
- (59) 参照『*Volbkühle* (o. Fn. 6), § 43 Rn. 43.
- (60) 法曹の活動領域について参照『*Vehslage/Bergmann/Kähler/Zabel* (o. Fn. 18), S. 145 ff.
- (61) 経済学、行政学、社会学の教育課程について、連邦と州におつて、準備業務のための養成機関は僅かしか用意されてつない。参照『*Reichard/Röber* (o. Fn. 34), S. 72.
- (62) 官僚的職階モデルについて参照『*Demmke* (o. Fn. 10), S. 123.
- (63) 参照『*Demmke* (o. Fn. 10), S. 116.
- (64) 例示の典拠は、『*Vehslage/Bergmann/Kähler/Zabel* (o. Fn. 18), S. 190 ff.
- (65) ドイツ連邦共和国においては、地方自治体は間接州行政の独立した行政主体である。これは空間的に最も小さな行政主体である。
- (66) 参照『§ 67 Abs. 1 VwGO.
- (67) つれづれについて参照『*Josef Köhler*, Aufgabenkomplika-tion in der Ministerialverwaltung, in : (Hrsg.) Sachverstand und Verantwortung in der öffentlichen Verwaltung, Berlin 1966, S. 27 (45 ff.).
- (68) 法曹一元の考え方にについて詳しくは参照『*Wolfgang Hoffmann-Riem*, Modernisierung von Recht und Justiz, Frankfurt am Main 2000, S. 338 ff.
- (69) 州の法曹養成法によれば、法曹は第二次国家試験を合格した後は、「司法官候補」(Rechtsassessor, Assessor iuris-Assiur.)と呼ばれる。ただし参照『§ 18 des Berliner Juristenausbildungsgesetzes.
- (70) 参照『*Hoffmann-Riem* (o. Fn. 68), S. 340, 344 f.
- (71) *Peter Michael Huber* は、文化的な成果を語る。参照『*ders.*, Beiträge zu Juristenausbildung und Hochschulrecht, Stuttgart 2010, S. 105 (107).
- (72) せいぜいについて、ドイツの法曹養成の高名を告げについて『*Hans-Jürgen Papier/ Meinhard Schröder*, Plädoyer für die juristische Staatsprüfung, NJW 2012, S. 2860 (2863).
- (73) 参照『*Ranieri* (o. Fn. 40), S. 53.

- (74) 川本浩二『最近のドイツ法学』 Bernd Rüthers, Wozu noch Methodenlehre?, Jus 2011, 865 (865 f.).
- (75) 参照: Andreas Volkühle, Der europäische Jurist-Gedanken zur Juristenausbildung in Deutschland, in: Verein Deutscher Verwaltungsjuristen, Dokumentation : 16. Dt. Verwaltungsjuristentag, S. 23 (30).
- (76) 伝統的な養成過程の参考: Ramieri (o. Fn. 40), S. 64 ff. 事例に関連した教育過程の参考: die Beiträge in Judith Brockmann/Jan-Hendrik Dietrich/Anne Pilniok (Hrsg.), Methoden des Lernens in der Rechtswissenschaft, S. 171 ff.
- (77) 参照: Ramieri (o. Fn. 40), S. 72. Kritisch Ernst-Wolfgang Böckenjörde, Juristenausbildung auf dem Weg ins Abseits, JZ 1997, S. 317 (318 ff.).
- (78) 法律学の文献における「教育目標」に関する筆記試験の模範解答を提供する「ロアの＆amp;ロビー」のよびな教育雑誌がある。ドイツの参考: Jan-Hendrik Dietrich, Schutz vor schädlichen Umwelteinwirkungen durch Windkraftanlagen, JURA 2008, S. 234 (234 ff.).
- (79) 参照: Volkühle (o. Fn. 75), S. 30.
- (80) 川本浩二の参考: Rainer Wahl, Verwaltungswissenschaft, in: Wolfgang Hoffmann-Kiem (Hrsg.), Sozialwissenschaften im Öffentlichen Recht, S. 370 (370 ff.).
- (81) 川本浩二の参考: Volkühle (o. Fn. 75), § 43 Rn. 44.
- (82) 川本浩二の参考: §§ 7, 8 Juristenausbildungsgesetz NRW.
- (83) ドイツの参考: die Praktikumsberichte von Christoph Radtke, Praktikum in der deutschen Botschaft in Costa Rica, JURA 2000, S. 51 (51 f.) 及び Sebastian Seidel, Verwaltungspraktikum beim Wissenschaftlichen Dienst des Deutschen Bundestages, JURA 1997, S. 447 (447 f.).
- (84) 法的根拠としての参考: § 6 des Juristenausbildungsgesetzes von Schleswig-Holstein.
- (85) 概観として Christian Rolfs/Sara Rosst-Wilberg, Die Ausbildung im Schwerpunktbereich und die erste Prüfung an den juristischen Fakultäten in Deutschland, S. 297 (297 ff.).
- (86) 参照: http://www.jura.uni-hamburg.de/public/spb/spb_08.pdf (zuletzt besucht am : 19.02.2013)
- (87) これは「筆記試験」「課題」と口述試験が含まれる。

- (88) 参照: § 7 des Juristenausbildungsgesetzes von Schleswig-Holstein.
- (89) 州によっては、公法の領域よりも民法の領域よりも多くの筆記試験を課せられる場合がある。
- (90) 参照: *Papier/Schröder* (o. Fn. 72), S. 2862.
- (91) 詳しくは参照: § 5 Niedersächsisches Juristenausbildungsgesetz sowie *Vehslage/Bergmann/Kähler/Zabel* (o. Fn. 18), S. 192.
- (92) 個々の養成機関ごとの詳細は、*Vehslage/Bergmann/Kähler/Zabel* (o. Fn. 18), S. 20 ff.
- (93) ちなみに § 7 Abs. 1 Niedersächsisches Juristenausbildungsgesetz
- (94) に関する参照: *Papier/Schröder* (o. Fn. 72), S. 2860 (2863).
- (95) 参照: *Vehslage/Bergmann/Kähler/Zabel* (o. Fn. 18), S. 5.
- (96) 選択肢に関する参照: *Vehslage/Bergmann/Kähler/Zabel* (o. Fn. 18), S. 38 ff.
- (97) 参照: *Kai Nitschke*, Die Ausbildungsstation an Hochschule für Verwaltungswissenschaften in Speyer, JURA 1995, 442 (442 ff.); *Christian Theobald*, Der Volljurist als Magister rerum publicarum, JUS 1995, 850 (850 ff.).
- (98) に関する参照: *Vehslage/Bergmann/Kähler/Zabel* (o. Fn. 18), S. 3.
- (99) 米ローニヤの構想に関する参照: *Indiger Schnapper* (Hrsg.), Ausbildung für die öffentliche Verwaltung, Baden-Baden 2011, S. 27 ff.
- (100) 構想に関する参照: *Heino Schöbel*, Die Erste Juristische Staatsprüfung – letzte Bastion im „Bologna-Sturm“, JA 2011, S. 161 (161 ff.); ders., Einführung des Bologna-Modells in der deutschen Juristenausbildung?, BayVBl. 2012, 385 (385 ff.); *VolBalkle* (o. Fn. 75), S. 32.
- (101) 参照: *Papier/Schröder* (o. Fn. 72), S. 2860 (2863).
- (102) 決議に関する参照: <http://www.sachsen-anhalt.de/index.php?id=47438> (zuletzt besucht am 19.02.2013).